

奈良県金属くず営業条例をここに公布する。

奈良県金属くず営業条例

(目的)

第一条 この条例は、金属くずを取り扱う者について必要な事項を定め、金属類に関する犯罪を防止して県民の福祉を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 金属くず 金属類で古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第一項に規定する古物に該当せず、かつ、そのものの本来の生産目的に従つて売買、交換、加工又は使用されないものをいう。
- 二 金属くず業 業として、営業所を設けて金属くずを売買し若しくは交換し、又は委託を受けて売買し若しくは交換することをいう。
- 三 金属くず商 次条の許可を受けた者をいう。
- 四 金属くず行商 業として、営業所によらないで金属くずを売買し若しくは交換し、又は委託を受けて売買し若しくは交換することをいう。
- 五 金属くず行商人 第十七条の届出をした者をいう。

(平七条例七・一部改正)

(営業の許可)

第三条 金属くず業を営もうとする者は、次の事項を記載した申請書を提出して公安委員会の許可を受けなければならない。

- 一 本籍、住所、氏名及び生年月日(法人である場合においては、その名称及び所在地並びに業務を行う役員の住所、氏名及び生年月日)
- 二 営業所の名称及び所在地

(許可の基準)

第四条 公安委員会は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請者が次の各号に該当しないときは、許可をしなければならない。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第三十六章又は第三十九章に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から一年を経過しない者
- 二 古物営業法第三十一条第一号に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から六月を経過しない者
- 三 前条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から六月を経過しない者
- 四 第十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から六月を経過しない者
- 五 心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの
- 六 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が金属くず商の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- 七 法人である場合においては、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(平七条例七・平一二条例一五・平一七条例五二・平二四条例四五・令元条例一〇・一部改正)

(許可証)

第五条 公安委員会は、第三条の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。

- 2 金属くず商は、許可証を他人に貸与し、又は譲り渡してはならない。
- 3 金属くず商は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、十日以内に許可証の書換を受けなければならない。
- 4 金属くず商は、許可証を損傷し、又は亡失したときは、十日以内に許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の返納)

第六条 金属くず商は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、すみやかに、当該許可証を公安委員会に返納しなければならない。

- 一 営業を廃止したとき。
- 二 許可を取り消されたとき。
- 2 前条第四項の規定により許可証の再交付を受けた者が、亡失した許可証を回復するに至つたときは、すみやかに、公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。
- 3 金属くず商が死亡したとき、又は法人である金属くず商が解散したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による届出義務者、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による在留カードを返納しなければならない者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)による特別永住者証明書を返納しなければならない者(第二十条第二項におい

て「届出義務者等」という。)又は清算人(法人の解散が合併によるものであるときは、合併後存続し又は合併により設立された法人)は、すみやかに、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(平二四条例五・一部改正)

(名義貸しの禁止)

第七条 金属くず商は、自己の名義をもつて他人に金属くず業をさせてはならない。

(標識の掲示)

第八条 金属くず商は、営業所の見やすい場所に、公安委員会規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(令六条例五四・一部改正)

(確認及び申告)

第九条 金属くず商は、金属くずを買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、身分を証する資料の提示を求める等の方法によつて相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。

2 金属くず商は、前項の場合において不正品の疑があるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第十条 金属くず商は、売買若しくは交換のため又は売却若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り又は譲り渡したときは、その都度、次に掲げる事項を、帳簿若しくはこれに準ずる書類(以下「帳簿等」という。)に記載をし、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録をしておかなければならない。この場合において、金属くず商は、営業所に当該帳簿等を備え付け、又は営業所において直ちに書面に表示することができるようにしなければならない。

一 取引の年月日

二 金属くずの品目、数量及び特徴

三 相手方の住所、氏名、職業及び年齢

2 金属くず商は、前項の帳簿等にあつては最終の記載をした日から、同項の電磁的方法による記録にあつては当該記録をした日から一年間営業所に保存しなければならない。

3 金属くず商は、第一項の帳簿等又は電磁的方法による記録を損傷し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、直ちに、その旨を営業所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。

(令六条例五四・一部改正)

(品触れ)

第十一条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、金属くず商に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物の品触れを発することができる。

2 金属くず商は、前項の品触れを受けたときは、品触書に到達の日付を記載し、その日から三月間これを保存しなければならない。

3 金属くず商は、品触れを受けた日に品触れに相当する品物を所持していたとき、又は前項の期間内に品触れに相当する品物を受け取つたときは、直ちに、その旨を警察官に届け出なければならない。

(平七条例七・一部改正)

(差止)

第十二条 警察署長は、金属くず商が買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くずについて、盗品又は遺失物であると疑うに足る相当な理由がある場合においては、当該金属くず商に対し、三十日以内の期間を定めて当該金属くずの保管を命ずることができる。

(立入及び調査)

第十三条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、金属くず商の営業所又は金属くずの保管場所に立ち入り、金属くず及び帳簿等(第十条第一項の電磁的方法による記録を書面に表示したものを含む。)を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(令六条例五四・一部改正)

(休業の届出)

第十四条 金属くず商は、引き続き三月以上休業しようとするときは、休業しようとする日前五日までに、休業の期間及び理由を記載した届書に許可証を添えて、公安委員会に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第十五条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

一 金属くず商が金属類に関し、刑法第二編第三十六章又は第三十九章に規定する罪を犯して刑に処せられたとき。

二 金属くず商が古物営業法第三十一条第一号に規定する罪を犯して刑に処せられたとき。

三 金属くず商が第四条第五号から第七号までのいずれかに該当するに至つたとき。

四 金属くず商若しくはその代理人、又は使用人その他の従業者がこの条例に違反し、又はこの条例に基づく命令に従わなかつたとき。

(平七条例七・令元条例一〇・一部改正)

(聴聞の特例)

第十六条 公安委員会は、前条の規定により営業の停止の処分をしようとするときは、奈良県行政手続条例(平成八年三月奈良県条例第二十六号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、奈良県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(平八条例二六・全改)

(行商の届出)

第十七条 金属くず行商をしようとする者は、次の事項を記載した届書を公安委員会に提出しなければならない。

一 本籍、住所、氏名及び生年月日

二 主たる行商地域

(届出済証)

第十八条 公安委員会は、前条の届書を受理したときは、届出済証を交付しなければならない。

(届出済証の携帯義務)

第十九条 金属くず行商人は、営業中、届出済証を携帯し、警察職員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(令六条例五四・一部改正)

(届出済証の返納)

第二十条 金属くず行商人は、営業を廃止したときは、すみやかに、届出済証を公安委員会に返納しなければならない。

2 金属くず行商人が死亡したときは、届出義務者等は、すみやかに、届出済証を公安委員会に返納しなければならない。

(平二四条例五・一部改正)

(申告)

第二十一条 金属くず行商人は、金属くずを買い受け若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において不正品の疑があるときは、直ちに、その旨を警察官に申告しなければならない。

(準用)

第二十二条 第五条第二項から第四項まで及び第六条第二項の規定は、金属くず行商人について準用する。この場合において、「許可証」とあるのは「届出済証」と読み替えるものとする。

(手数料)

第二十三条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を、許可証の交付、書換え又は再交付を受ける際納付しなければならない。

一 第五条第一項に規定する許可証の交付を受けようとする者 八千五百円

二 第五条第三項の規定による許可証の書換えを受けようとする者 六百元

三 第五条第四項の規定による許可証の再交付を受けようとする者 七百元

2 既納の手数料は、還付しない。

(昭五九条例一一・追加、平一〇条例一四・一部改正)

(罰則)

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して金属くず業を営んだ者又は第七条の規定に違反した者

二 第十五条の規定による処分に違反した者

(昭五九条例一一・旧第二十三条繰下、平四条例二八・一部改正)

第二十五条 第十七条の規定に違反して金属くず行商を営んだ者は、五万円以下の罰金に処する。

(昭五九条例一一・旧第二十四条繰下、平四条例二八・一部改正)

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項(第二十二条において準用する場合を含む。)、第九条、第十一条第二項若しくは第三項又は第二十一条の規定に違反した者

二 第十条第一項の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、若しくは虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者又は同項後段の規定に違反した者

三 第十二条の規定による処分に違反した者

(昭五九条例一一・旧第二十五条繰下、平四条例二八・令六条例五四・一部改正)

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 第五条第三項(第二十二條において準用する場合を含む。)若しくは同条第四項(第二十二條において準用する場合を含む。)、第六条第二項(第二十二條において準用する場合を含む。)、第八条、第十条第二項若しくは第三項又は第十九條の規定に違反した者

二 第十三條第一項の規定による警察職員の立入又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(昭五九条例一一・旧第二十六條繰下、平四条例二八・令六条例五四・一部改正)

(両罰規定)

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第二十四條及び前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(昭五九条例一一・旧第二十七條繰下・一部改正)

(委任)

第二十九條 この条例の施行について必要な事項は、公安委員会が、規則で定める。

(昭五九条例一一・旧第二十八條繰下)

附 則

- この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- この条例施行の際、現に金属くず業を営んでいる者は、第三條の規定にかかわらず、この条例施行の日から起算して三十日を限り、金属くず商とみなす。その者がその期間内に同条の規定により許可の申請をした場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。
- 第五条第一項及び第八条の規定は、前項の規定により金属くず商とみなされた者については、適用しない。
- 公安委員会は、第二項の規定による申請があつた場合においては、第四条第一号、第二号及び第六号の規定にかかわらず許可をしなければならない。
- この条例施行の際、現に金属くず行商を営んでいる者は、第十七條の規定にかかわらず、この条例施行の日から起算して三十日を限り、金属くず行商人とみなす。
- 第十八條の規定は、前項の規定により金属くず行商人とみなされた者については、適用しない。
- 奈良県警察関係許可手数料条例(昭和二十九年六月奈良県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和五九条例第一一号)抄

(施行期日)

- この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則(平成四年条例第二八号)

(施行期日)

- この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成七年条例第七号)

この条例は、平成七年十月十八日から施行する。

附 則(平成八年条例第二六号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成八年七月一日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第一四号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第五二号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第四五号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第五号)

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則(令和元年条例第一〇号)

(施行期日)

- この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行前に、第五条の規定による改正前の奈良県金属くず営業条例の規定に基づき行われた処分の効力については、なお従前の例による。

- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和六年条例第五四号)

この条例は、令和六年七月一日から施行する。